

和泊町告示第 67 号

和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付要綱を次のように定めた。

平成 29 年 7 月 20 日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町内商工業者の経営の安定向上のため、設備投資に係る制度資金の借入者に対し、利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とし、その交付については、和泊町補助金等交付規則（平成 22 年和泊町規則第 18 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に 3 か月以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、和泊町商工会（以下「商工会」という。）に加入していること。
- (2) 商工会の金融あっせんに基づくこと。
- (3) 町税、国民健康保険税（以下「町税等」という。）その他町への納付金の滞納がないこと。

(補助対象資金)

第 3 条 補助対象資金は、町内において店舗の新築・改装又は機械設備（車両を除く。）の購入等事業経営に必要な設備投資を行うために借り入れた制度資金とする。ただし、用地費及び居住部分についての借入れや、事業目的外の施設及び設備等は、対象としない。

2 補助対象となる制度資金は、次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が 36 か月以上のものとする。ただし、運転資金や借換えに相当する借入額は、対象としない。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金
- (2) 日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済融資制度資金

(補助金の交付方法)

第 4 条 補助金は、単年度とし、当該年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に融資を受けた者に対し交付する。

(補助率及び交付限度額)

第 5 条 補助率は、融資利率を上限に、2 パーセント以内とし、補助対象借入限度額を 2,000 万円とする。

2 前項の規定により算定された補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商工会の長（以下「商工

会長」という。)を代理人として委任し、商工会長は、和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 委任状(第2号様式)
- (2) 金融機関が発行する借入金明細証明書(第3号様式)
- (3) 利子補給補助金申請額明細表(第4号様式)
- (4) 町税等の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、商工会長に対して、和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付決定及び確定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により通知を受けた商工会長が補助金の請求をしようとするときは、和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付請求書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給補助金請求額明細表(第7号様式)
- (2) 和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付決定及び確定通知書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第9条 町長は、前条の規定による請求書等を受理したときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、商工会長に補助金を交付する。

2 商工会長は、補助金の交付を受けたときは、速やかに申請者に支給し、商工業振興資金利子補給補助金交付台帳(第8号様式)等の関係書類を整備しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、商工会長が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付の目的又はこれに付した条件、その他町長の指示に違反したとき。
- (2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業実施について不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、利子補給補助金を交付することが適当でないとき。

(監督及び指導)

第11条 町長は、商工会長及び申請者に対し、当該補助事業について必要な監督及び指導を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

和泊町商工会
会長

印

和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付申請書

年度において、下記のとおり制度資金の借入を実施したので、和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 補助金交付申請額 | 円 |
| 2 借入金総額 | 円 |
| 3 制度資金名及び対象事業内容 | |

添付書類

- (1) 委任状（第2号様式）
- (2) 金融機関が発行する借入金明細証明書（第3号様式）
- (3) 利子補給補助金申請額明細表（第4号様式）
- (4) 町税等の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

和泊町長

殿

住 所
事業所名
代表者氏名

印

委 任 状

和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
を代理人と定め、和泊町商工業振興資金利子補給補助金の申請及び
請求並びに受領に関する一切の権限を委任いたします。

記

- 1 借入金額
- 2 補助金額
- 3 制度資金名及び対象事業内容

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

和泊町商工会
会長

㊟

和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の決定通知があった和泊町商工業振興資金利子補給補助金について、和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	補助金交付請求額	金	円
2	補助金対象借入件数		件
3	借入金総額	金	円
	（うち補助金対象借入額	金	円）

添付書類

- (1) 利子補給補助金請求額明細表（第7号様式）
- (2) 和泊町商工業振興資金利子補給補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

